

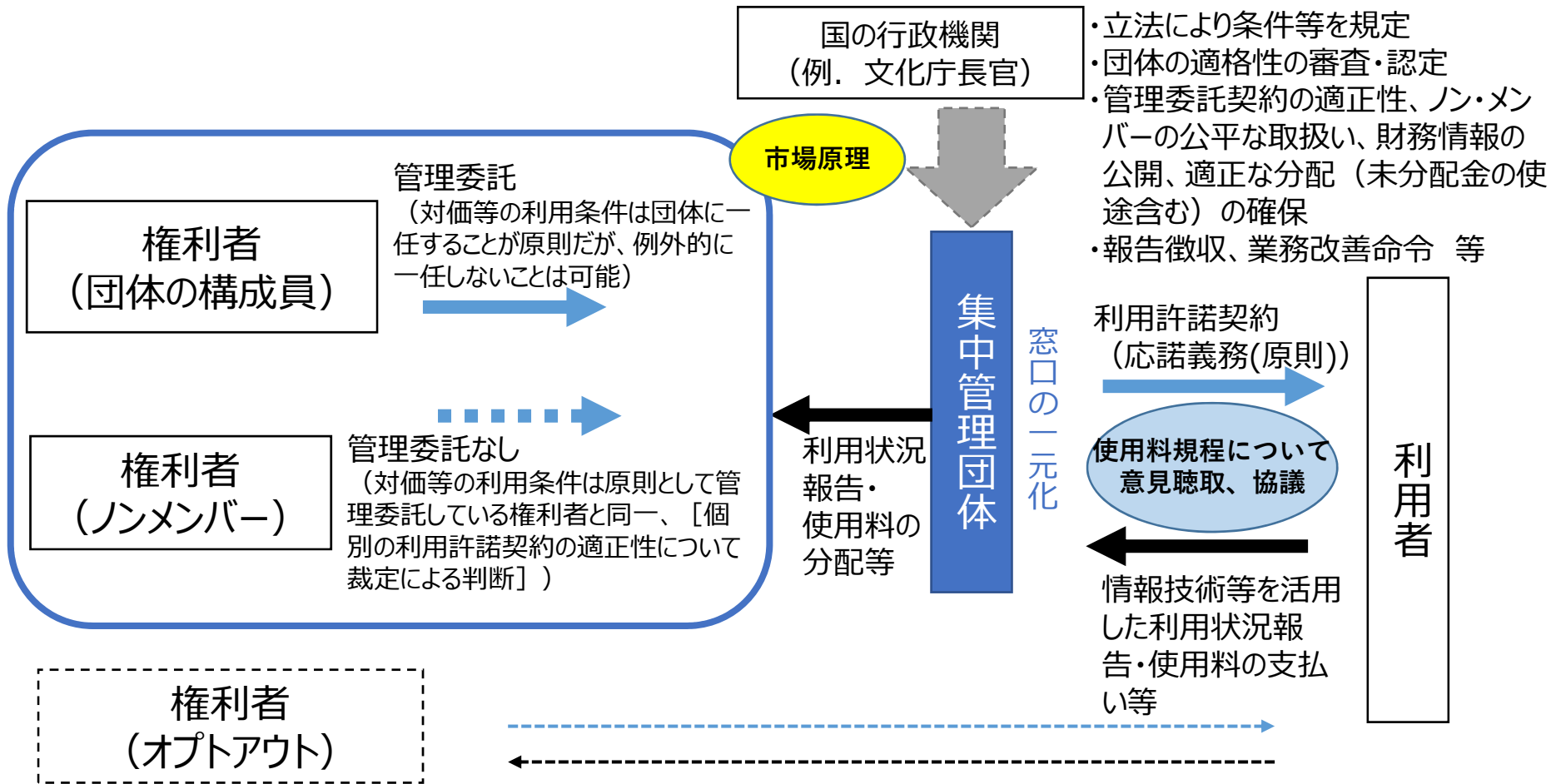
デジタル時代における 著作物の利用円滑化方策： 委員の意見を踏まえた仮説

2021年1月22日

内閣府 知的財産戦略推進事務局

拡大集中許諾型のイメージ(仮説)

- 権利の排他性が維持されており、ノン・メンバーについてもオプトアウトにより権利の排他性を維持することが可能、利用用途に大きな制限なし
- 公共性が高くなく、対価等の利用条件の決定を、一定程度、市場に委ねた方がよい領域が向いている
- 取引費用の削減による権利者・利用者相互の利益最大化と適正な対価還元を実現
- 取引の適正化を担保するため、技術等を活用した正確な利用実績に基づく徴収・分配や取引ルールに対する行政の監督

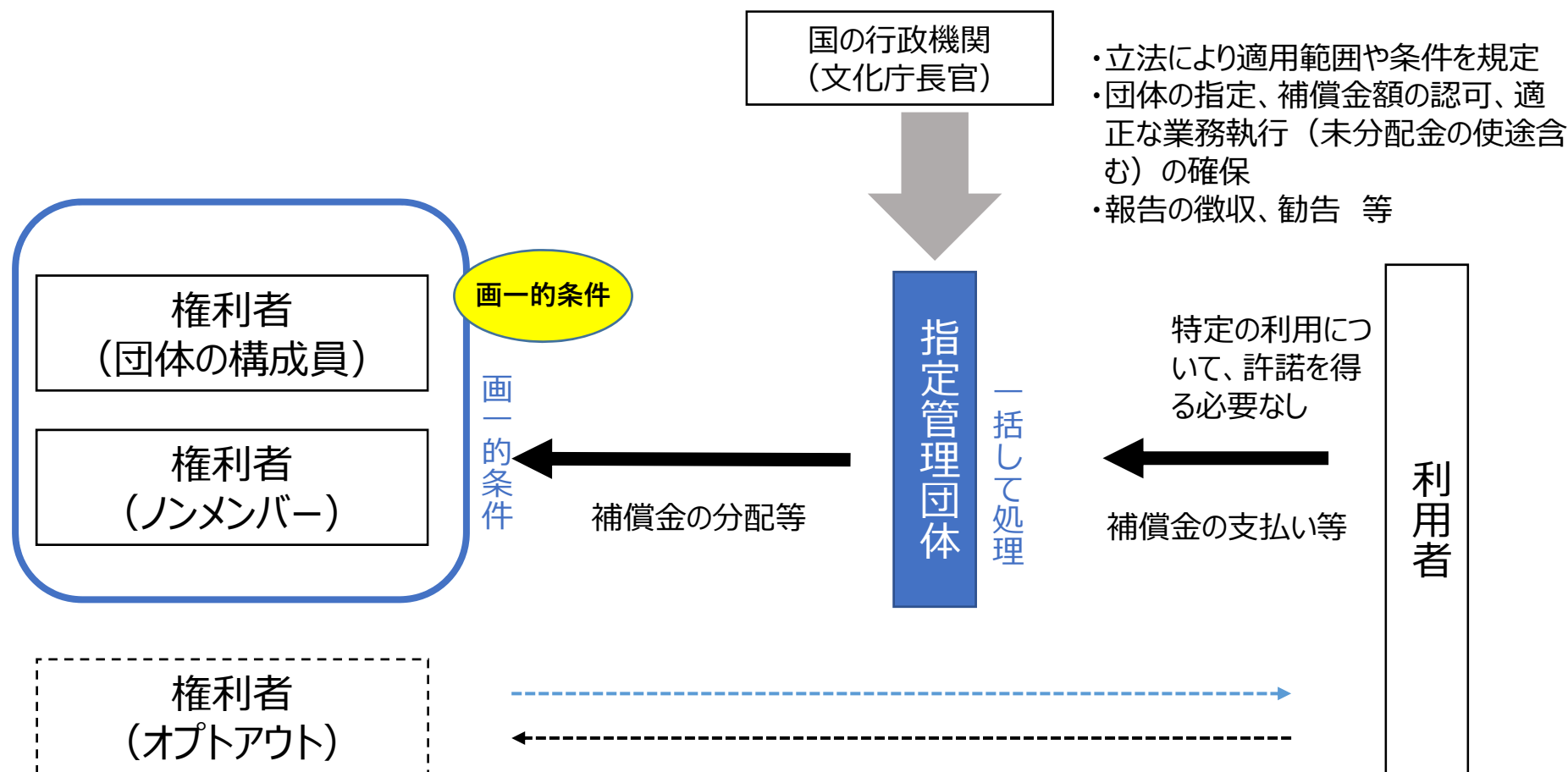


※制度設計次第ではオプトアウトを認めることも可能。

※ノン・メンバーには権利者不明の場合も含まれるため、使用料については、出現率を加味したものとするとも考えられる。

補償金付権利制限型のイメージ(仮説)

- 権利の排他性を制限（制度設計次第でオプトアウトにより権利の排他性を維持することも可能）
- 公益的な理由により定型的な利用を促進する領域
- 利用者を外形的に特定・想定しやすい領域
- 適正な補償金額、利用実績に基づく補償金関係業務の適正な執行を担保するための行政の監督



※既存スキームである私的録音録画補償金制度や授業目的公衆送信補償金のスキームでは、オプトアウトは認められていないが、制度設計次第ではオプトアウトを認めることも可能。

※ノン・メンバーには権利者不明の場合も含まれるため、補償金額については、出現率を加味したものとすることも考えられる。

集中管理と補償金付権利制限の混合型のイメージ(仮説)

- 集中管理団体に管理を委託している権利者については、権利の排他性が維持されていることから、利用用途に大きな制限なし
- ノン・メンバーについては公益的な理由など権利の排他性を制限する正当化事由が必要（制度設計次第でオプトアウトにより権利の排他性を維持することも可能）
- 利用者を外形的に特定・想定しやすい領域
- 取引の適正性と補償金関係業務の適正な執行を担保するための行政の監督

